

2024 年度実施
大学機関別認証評価 評価報告書

香川県立保健医療大学

2025 年 3 月

一般財団法人 大学教育質保証・評価センター



I 香川県立保健医療大学の概要

1 大学名、キャンパス所在地

香川県立保健医療大学（設置者：香川県）
香川県高松市牟礼町原 281 番地 1

2 学部等の構成 ※2024 年 5 月 1 日現在

【学部】

保健医療学部 看護学科、臨床検査学科

【研究科】

保健医療学研究科(博士前期課程) 看護学専攻、臨床検査学専攻
保健医療学研究科(博士後期課程) 看護学専攻、臨床検査学専攻

3 学生数及び教職員数 ※2024 年 5 月 1 日現在

【学生数】 学部 355 名、研究科 48 名

【教職員数】 教員 52 名、職員 10 名

4 大学の理念・目的等

香川県立保健医療大学は、医療の高度専門化や複雑多様化する県民の健康ニーズに対応できる高度な保健医療専門職を養成する目的で、2004 年 4 月に開学した、1 学部 1 研究科を置く大学である。

基本理念として、「生命の尊厳を畏敬する深い人間愛を基盤として、教育、研究、地域貢献を推進する。生涯にわたる知の探究と自己の能力を開発していく力を有し、地域の保健医療をリードする人材を育成するとともに、国際的視野を有し、保健医療の発展に寄与する先駆的研究を進め、地域のニーズに応える情報発信や教育研究拠点として活動する。」ことを掲げている。この理念を実現するための教育目標として以下 5 項目をあげ、大学が育成しようとしている人材を明示している。

- 1 高い倫理観と教養を備えるとともに、深い人間愛に基づいて生命の尊厳を重んじることができる人間性豊かな人材を育成する。
- 2 看護学・臨床検査学に関する専門的知識・技術に基づいた総合的判断力を備え、実践することができる人材を育成する。
- 3 科学的思考力に基づいた豊かな創造性と探求心を持ち、生涯にわたり自らの能力の向上に努め、社会環境の変化や医療の高度化・多様化に適切に対応できる人材を育成する。
- 4 保健・医療・福祉における他の専門職と連携協働して、自らの役割と社会的使命を果たすことができる人材を育成する。
- 5 地域や国際社会の特性や問題を広い視野で理解し、多様な保健・医療・福祉の課題に適切に対応し、保健医療の向上に主体的に貢献できる人材を育成する。

香川県立保健医療大学の目的は、学則第 1 条に、「医療技術に関する専門的知識及び技術を教授研究し、並びに豊かな教養及び人格を備えた資質の高い人材を育成することにより、県民の保健医療の向上と福祉の増進に寄与すること」と規定されている。

大学院の目的は、大学院学則第 1 条に、「人々の健康と自立の支援を基本理念として、保健医療の分野においてより高度で専門的な学術理論及び実践能力を修得するとともに、包括的な判断能力と指導力を有する高度専門職業人を育成することにより、保健・医療・福祉が連携した質の高い総合的サービスを提供し、高度な専門知識を持ち、新規かつ独創的な研究成果を発信する研究能力を持つ教育者・研究者を育成することにより、地域の保健医療の質向上、人々の健康増進、ひいては、健康長寿社会の推進や次世代育成支援に寄与すること」と規定されている。

Ⅱ 評価結果

1 認証評価結果

香川県立保健医療大学は、大学教育質保証・評価センター(以下「本センター」という。)が定める大学評価基準を満たしている。

2 総評

評価は、大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」及びその関連資料の分析による書面評価並びに実地調査によって行った。

香川県立保健医療大学は学校教育法、大学設置基準をはじめとする関係法令に適合し、教育研究の水準の向上及び特色ある教育研究の進展に努めており、本センターの定める大学評価基準の基準 1、基準 2、基準 3 のそれぞれを満たし、大学として相応しい教育研究活動を行っている。

以下に、香川県立保健医療大学の優れた点、改善を要する点及び今後の進展が望まれる点を列記する。

【優れた点】

- 学生が自身の学習活動に対する自己評価を継続的に記載する『「学修・キャリア」ポートフォリオ』の取組みを通じ、学習成果を把握すると同時に、「学修・キャリア」ポートフォリオを学生と担当教員との半期ごとの面接に活用する等、学生の学習上の課題や進路選択等に対する丁寧なサポートに組織的に取り組んでいる。
- 地域に根差した取組みとして、「地域子育て支援研究会」、「Living Japan Kagawa 研究会」、「在宅ケア学びあい塾」、「かがわメンタルヘルス研究会」、「病院看護部【部署の教育担当者】への問題解決支援」等、医療に関わる様々な対象に向け、継続的な研究会等を積極的に開催し、地域の保健医療に貢献している。

【改善を要する点】

- 学部・大学院のカリキュラム・ポリシーについては、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、学習成果の評価の在り方を明示することが求められる。
- 学部・大学院のアドミッション・ポリシーについては、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、求める学生像を踏まえた入学者選抜の在り方を明示することが求められる。
- 成績評価については、学習到達目標達成度の評価基準が明確に学生に伝わるよう、学習者本位の観点から、早急に到達目標を考慮した成績評価基準とすることが求められる。
- 大学院の課題研究論文審査基準については、大学として明確化し公表することが求められる。

【今後の進展が望まれる点】

- 教育研究活動等の組織的な自己点検・評価については、運営会議、部局長会議、評議会等の位置づけや関係性を明確化し、学長を責任者とする内部質保証の体制・方法を整理・共有することが望まれる。
- 教員組織の編成については、計画的な教員定数の管理を含め、適切な運営が望まれる。
- シラバスについては、学習者本位の観点から、記載項目及び記載方法について組織的に点検・検証するとともに、各授業科目における記述に対する組織的なチェック体制を強化することが望まれる。
- 学生の科目履修の在り方については、事前事後の学習時間の分析・検証や、GPA(Grade Point Average)の活用等、全学として単位の実質化について検討することが望まれる。
- 成績評価の異議申し立て制度については、学習者本位の観点から、組織的な申し立ての方法を整備し、学生に明示・周知することが望まれる。
- 学部及び大学院の 3 つのポリシーの一貫性・整合性については、所掌する組織体制を整理・明確化し、アセスメントポリシーの検討を含め、大学としての継続的な点検・検証を充実させることが望まれる。
- 指導補助者に対する研修については、組織的に実施する体制及び規程等の整備が望まれる。
- ファカルティ・ディベロップメント(FD)及びスタッフ・ディベロップメント(SD)については、大学としての方針を明確化し、授業評価の活用等、組織的・継続的な FD・SD 活動をさらに充実させることが望まれる。
- 学習成果の把握・可視化、教育改善の各種の取組みについては、教学マネジメント指針の趣旨を踏まえ、大学としての方針を明確化し、IR 推進室による分析検証等、全学としての取組みの充実が望まれる。

3 基準ごとの評価

■ 基準1 基盤評価:法令適合性の保証

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準1に関する評価の指針に基づく分析を行った。その結果、香川県立保健医療大学は関係法令に適合していることを確認した。確認した内容等を評価事項ごとに以下に示す。

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること

学士課程、大学院課程における教育研究上の基本組織、すなわち学部及び学科、研究科及び専攻等を、教育研究の目的に沿って適切な形で組織している。また、学部等以外の教育研究上の基本となる組織として、地域連携推進センターを設置している。

ロ 教員組織に関すること

学士課程、大学院課程における教員組織に関し、教育研究組織の規模、授与する学位の種類・分野等に応じ、教員を配置し、また学校教育法が定める教授会のほか各種の管理運営の体制を整備している。点検評価ポートフォリオ提出時点では、研究指導教員数1名及び、学科の教授数1名が不足していたが、2024年5月の研究科委員会における研究指導教員の承認及び、2024年10月付の教員採用により、不足は解消していることを確認した。ただし、教員組織の編成については、計画的な教員定数の管理を含め、適切な運営が望まれる。

ハ 教育課程に関すること

学士課程、大学院課程において、入学者選抜を公正かつ妥当な方法で行うための体制を整えて実施し、また教育課程を適切に編成し実施している。

学士課程については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成している。また、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示し、それらに従って適切に成績評価、単位認定、卒業認定を実施している。ただし、学生の科目履修の在り方については、事前事後の学習時間の分析・検証や、GPAの活用等、全学として単位の実質化について検討することが望まれる。

大学院課程については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成している。また、大学院生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示し、それらに従って適切に成績評価、単位認定、修了認定を実施している。ただし、大学院の課題研究論文審査基準については、大学として明確化し公表することが求められる。なお、点検評価ポートフォリオ提出時点では、研究指導の計画の明示が不十分であったが、研究指導の計画を学生に示す様式を新たに定めて対応することについて、2025年1月の研究科委員会で決定したことを確認した。

大学及び大学院の成績評価については、学習到達目標達成度の評価基準が明確に学生に伝わるよう、学習者本位の観点から、到達目標を考慮した成績評価基準とすることが求められる。また、シラバスについては、学習者本位の観点から、記載項目及び記載方法について組織的に点検・検証するとともに、各授業科目における記述に対する組織的なチェック体制を強化することが望まれる。加えて、成績評価の異議申し立て制度については、学習者本位の観点から、組織的な申し立ての方法を整備し、学生に明示・周知することが望まれる。なお、成績評価の異議申し立て制度については、要項等を2024年12月の教授会において決定したことを確認した。

ニ 施設及び設備に関すること

学部及び学科、研究科及び専攻等の規模・種類に応じた校地・校舎の規模及び施設・設備を備え、また図書等の教育研究上必要な資料を系統的に備え、図書館を適切に機能させている。そのほか教育研究上必要な設備を適切に整備している。実習・実験の実施のため、各領域や分野別に実習室及び準備室を設置し、研究や演習に必要な装置、シミュレーター等の器具・備品を整備している。

ホ 事務組織に関すること

学部及び大学院の事務を遂行するための事務組織及び学生の厚生補導を行うための組織を適切に設けている。事務局組織は、予算・決算等の経理事務、職員の人事・給与関係、大学の施設設備の維持管理等を行う総務担当と、大学の各学部や大学院の教務に関すること、授業料等や奨学金、大学広報や入学試験等を担う教務・学生担当で構成している。

教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等との連携体制を確保し協働して職務が行われるよう努めている。

ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

卒業又は修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)並びに入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)を、その教育上の目的を踏まえて定めている。ただし、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、学部・大学院のカリキュラム・ポリシーについては学習成果の評価の在り方を明示すること、学部・大学院のアドミッション・ポリシーについては求める学生像を踏まえた入学選抜の在り方を明示することが求められる。

また、3つのポリシーの一貫性・整合性については、所掌する組織体制を整理・明確化し、アセスメントポリシーの検討を含め、大学としての継続的な点検・検証を充実させることが望まれる。

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、Web サイト等を活用し、その教育研究活動等の状況を適切に公表している。情報公表の組織体制については、広報・公開講座委員会が、情報の公開や Web サイトの管理を含めた広報に関する計画・企画を行い、各学科や大学院各専攻と調整し、教授会に諮る体制としている。

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

教育研究活動等の改善を継続的に行う体制としては、全学的な内部質保証及び将来構想に責任を負う組織を運営会議とし、運営会議が大学としての自己点検評価を統括している。各委員会が行う自己点検・評価については自己点検・評価委員会が点検・評価を行ってきたが、2024年5月から運営会議が所掌する体制としている。また、学長、副学長、図書館長、事務局長等で構成する部局長会議で、学内組織相互における情報共有・調整等を行っている。ただし、教育研究活動等の組織的な自己点検・評価については、運営会議、部局長会議、評議会等の位置づけや関係性を明確化し、学長を責任者とする内部質保証の体制・方法を整理・共有することが望まれる。

教員と事務職員等に適切な研修の機会等を設けている。また、指導補助者に対し、必要な研修を実施している。ただしFD及びSDについては、大学としての方針を明確化し、授業評価の活用等、組織的・継続的なFD・SD活動をさらに充実させることが望まれる。また、指導補助者に対する研修については、組織的に実施する体制および規程等の整備が望まれる。

リ 財務に関すること

教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究に相応しい環境の整備に努めている。

ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関する必要な関係事項(特に学生支援、ICT環境の整備)について、適切に対応を行っている。看護学科では、1学年70名に対して3名の担任と、学生7人に1人のアドバイザー教員を、臨床検査学科では、1学年20名に対して2名の担任を置く支援体制により、学習上の相談や進路決定、その他の相談に応じている。

■ 基準2 水準評価:教育研究の水準の向上

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準2に関する評価の指針に基づき、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組みを組織的に行っているか、またその取組みが効果的に機能しているかについて分析した。

大学の教育研究水準の向上の取組みは、「個々の教員」「学科及び専攻」「委員会」「大学運営」の4つのレベルでPDCAサイクルを回し、組織的・継続的な改善を遂行している。教育の改善に向けては、各教員は、FD・SD委員会による授業評価を参考に講義、演習、実習を改善するとともに、1年間の教育・研究、大学運営、社会貢献に関する自己評価を行い能力向上に努めており、こうした改善活動を、各学科・専攻だけでなく、全学的に把握して、組織的に自己点検・評価と改善を行っている。

以下に、教育研究の水準の向上に向けた自己分析活動の主な取組みとして、点検評価ポートフォリオ記入様式の定めに従って5つ以内で示された取組みの分析から、明らかになった状況等を示す。

・No.1「学生が学修活動をセルフマネジメントする『学修・キャリア』ポートフォリオ』の導入【学習成果】」

開学以来、学生委員会が、入学時に「私のアルバム(記載内容:私のこと、健康手帳、研修の記録、レポート等、個人活動、読書歴、履歴書)」を学生に配布して記載を促していた。この取組みについてのアンケートで、「私のアルバムが活用できていない」との回答が継続していたことを踏まえ、2020年度からはディプロマ・ポリシーを目指した学習活動について継続的に自己評価を記載して、担当教員との面接に有効活用できる資料となるように『学修・キャリア』ポートフォリオ』に変更した。

「学修・キャリア」ポートフォリオでは、学生は半期ごとにユニバーサルパスポートの個人成績一覧表と、科目成績一覧表(各科目の平均点、最高点、最低点)を印刷してファイルに綴じる。次に、学生は「ポートフォリオ様式」をダウンロードして、「成績上位安定科目」「成績中間科目」「成績下位低迷科目」に該当する科目を記入する。そして、これらの科目に対する「学修成果アセスメント」を記入する。また、自己アピールできる「レポート、実習、研究」を自由に記入する。これらの記載内容を総括して、半期ごとの自分の「課題・目標・具体策」を記入する。さらに、ディプロマ・ポリシーに定める各目標に対する現時点の自己評価を記入する。その他の活動記録には、国試模試結果、進路選択と就職活動は必ず記入し、サークル活動やボランティア活動は自由に記入する。さらに、自分の健康管理の資料(健康診断の結果、ワクチン接種情報)をファイリングする。

『学修・キャリア』ポートフォリオ』の取組みを通じ、学習成果を把握すると同時に、学生と担当教員との半期ごとの面接にポートフォリオを活用する等、学生の学習上の課題や進路選択等に対する丁寧なサポートに組織的に取り組んでいる。

・No.2「県内就職率向上に向けた進路指導の充実」

地域の保健医療活動をリードするため、主体的に活動を実践できる人材を少しでも多く地元の香川県に輩出することを目指し、具体的な取組みとして以下に取り組んでいる。

(1)就職コーディネーターの常置

開学以来、学生への個別進路支援は、クラス及びゼミ担当教員が適宜行っていたが、2016年度から県立病院を定年退職した看護管理者を「就職コーディネーター」として事務局に常置している。就職コーディネーターは、面接希望学生を募集して面接日程を調整し個別面接を実施している。面接では学生の迷いや不安を傾聴すると共に、学生の希望や適性に合った就職先の情報提供を通して学生の自己決定を支援している。

2017～2020年度は55～88件/年、2021～2022年度は321～503件/年と、年々、利用する学生が増加している。

(2)大学内における県内医療施設就職ガイダンスの実施

2017年度から県内就職率向上を目指して、進路支援委員会及び大学事務局と県の健康福祉部が連携して、県内約20医療施設による就職ガイダンスを大学内で実施している。就職試験は4年次の5月頃から開始するため、主に3年生を対象に医療施設の情報提供を行っている。

(3)在学生と卒業前4年生との交流会の実施

2018年度より、就職先を決めた4年生と就職先を決める段階にある3年生の交流を図る機会を設け

ている。

・No.3「『学生を対象にした教育評価アンケート調査』に基づく教育改善への取組み【学習成果】」

2019 年度入学生の看護学科新カリキュラム導入から、全学的に学生の主体的学習を促す教育改善に取り組むこととし、2019 年度入学生が卒業する 2022 年度末に卒業時アンケート調査を実施した。調査は、「ディプロマ・ポリシーに沿った自己評価」、「授業科目に対する充実感・役立ち感の評価」、「大学の学生支援に対する評価」等を中心に実施した。2023 年度末からは、看護学科は、「ディプロマ・ポリシーに沿った自己評価」、「カリキュラム評価」、「大学の学習環境に対する評価」を柱とするアンケート調査を実施し、臨床検査学科は、「ディプロマ・ポリシーに沿った自己評価」、「臨地実習に対する充実度」、「学習支援に対する評価」を柱とするアンケート調査を実施して、改善課題を抽出した。看護学科ではディプロマ・ポリシー24 項目に対する自己評価を 5 段階で、臨床検査学科ではディプロマ・ポリシー16 項目に対する自己評価を 4 段階でアンケートを実施し、それぞれにディプロマ・ポリシーの妥当性や、学生が身についたと感じている点、難しいと感じた点等を明らかにしている。

以上のアンケートの分析の取組みを含め、学習成果の可視化・把握、教育改善の各種の取組みについては、教学マネジメント指針の趣旨を踏まえ、大学としての方針を明確化し、全学としての取組みを充実させることが望まれる。

・No.4「外部資金(科研費等)獲得による研究水準向上への取組み」

外部資金(科学研究費助成事業(科研費)等)の獲得を教員の研究水準をあらゆる 1 つの指標と考え、毎年度初めに研究委員会が科研費の申請件数と採択率についてデータを収集・解析し、教授会で結果を報告している。また、科研費及び科研費以外の外部資金の獲得状況や教員の研究業績に関して、年度末に全教員がサーバーに詳細を入力し、その集計結果は冊子の大学概要に記載している。さらに大学 Web サイトの年報には、研究課題名及び交付・補助金額に関する情報も含めて公開している。

研究委員会が主体となって、科研費獲得に関する研修会の 2018 年度から隔年での開催や、申請書作成の個別指導を行うほか、若手教員は科研費実績がある教授を中心とした組織的な支援体制の下で取り組む等の支援を行っており、直近 5 年間の科研費の採択件数は毎年増加している。

引き続き、組織的に研究支援の充実に取り組み、科研費以外の外部資金を含め、各教員における研究活動のさらなる活性化を図ることが期待される。

■ 基準3 特色評価:特色ある教育研究の進展

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準3に関する評価の指針に基づき、特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組みを組織的に行っているか、またその取組みが効果的に機能しているかについて分析した。

以下に、特色ある教育研究の主な取組みとして、点検評価ポートフォリオ記入様式の定めに従って5つ以内で示された取組みの分析から、明らかになった状況等を示す。

・No.1「地域住民及び保健医療従事者と協働する地域連携推進活動」

大学の基本理念に基づき地域社会に貢献する開かれた大学とするために、2011年度に地域連携推進センターを設置し、全学の教員の協力の下、地域住民や保健医療従事者等に向けて、大学 Web サイトへの掲載や関係機関への個別通知を行いながら地域貢献活動を展開し、県民の健康増進と福祉の向上に努めている。地域に根差した取組みとして、「地域子育て支援研究会」、「Living Japan Kagawa 研究会」、「在宅ケア学びあい塾」、「かがわメンタルヘルス研究会」、「病院看護部【部署の教育担当者】への問題解決支援」等、医療に関わる様々な対象に向け、継続的な研究会等を積極的に開催し、地域の保健医療に貢献している。

学生を対象に健康サポーター養成講座を開催し、学生と教員が協働し学内活動及び地域のイベント等での体力測定や健康度測定等のフィールド活動を展開している。健康サポーター養成講座を受講した学生に対しては、認定証を授与している。更に地域連携推進センターでは教員の地域連携事業の推進のため、予算確保を行い、毎年採択事業に対して事業助成を実施している。地域連携推進センターとしての採択事業は、2023年度は、主に地域住民対象の事業として2事業、保健医療従事者対象の事業として3事業を展開している。採択事業は単年事業であるが、多くの活動が継続的に実施されている。

・No.2「学生主体で地域活動を創造・参画し実施する地域健康サポーター実習」

学部教育目標である「地域や国際社会の特性や問題を広い視野で理解し、多様な保健・医療・福祉の課題に適切に対応し、保健医療の向上に主体的に貢献できる人材を育成する」の達成に向け、地域を学びの場として学生の自律性と創造性を発揮し実施する体験型学習を展開している。

学部1・2年生を中心に、地域連携推進センターの所管事業である健康サポーター養成講座の事業に参加している。健康サポーター養成講座は正課外で希望する学生の参加であるが、看護学科では2020年度入学生から「地域健康サポーター実習」を必修科目に位置づけ、前述の養成講座に加えて学生全員が地域での健康支援活動を行っている。同実習では、県内各地の地域事業に学生が参画するだけでなく、学生主体で企画した活動も創造しながら多様な取組みを行っている。

健康サポーター養成講座は年1回開催し、平均約40～50名の学生が受講している。健康教育や身体測定技術等の講義と演習を受講した上で、両学科の学生が協働して地域での健康教室や地区のふるさとまつり、学内で開催しているいきいき健康広場やライフサイエンス教室での健康支援活動を実施している。

地域健康サポーター実習は、看護学科2年次から4年次の間で、学生が自由時間等を用いて自ら実習計画を立案して実施する。2021年度は10事業、2022年度は18事業、2023年度は25事業の活動を実施した。毎年4月初旬に報告会を実施、報告会は午前中に全体プレゼンテーション、午後はグループごとにブース形式での交流会を実施し、3年生から2年生、1年生に対して活動紹介を行い、先輩から後輩への学年を超えた活動継承と仲間づくりの場としている。

・No.3「保健医療機関との地域連携型共同研究について」

大学の基本理念の一つである「地域のニーズに応える保健医療に関する情報発信や教育研究拠点として活動する」の実現に向け、2020年度より、臨床現場の質の向上を目的として、保健医療機関との共同研究（地域貢献関係）推進事業に取り組んでいる。本活動は、研究委員会が所掌しており、地域の保健医療従事者と教員が研究テーマを共有し、現場の技術支援を行いながら研究成果を学会・論文発表へ展開する事で、専門職のスキルアップ支援を行っている。

具体的には、教員と学外の保健医療福祉の専門職とで研究テーマを考え、研究委員会・学長へ共同研

究配分申請書を提出し、共同研究配分通知書を受け取り、倫理審査等の審査後に研究をスタートする。なお、学外研究者との研究体制が十分に確保できるように、研究期間を2年間と長く設定している。

年に1回(9月頃)、研究委員会が中心となって学内研究報告会を開催し、研究プロジェクトの進捗状況を含めて、研究成果を発表している。

・No.4「実践者養成コース:公衆衛生看護学と助産学の合同で学ぶ地域包括ケア」

2004年度より2011年度まで、学部において看護師・保健師養成と、10人の選択制で助産師養成を行ってきた。2012年度には、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正に伴い、保健師養成を学部20人の選択制とするとともに、助産師養成については10人定員の助産学専攻科を開設して1年間の助産師教育を行ってきた。2019年度からは、臨床看護実践能力の強化を図るため、看護師養成に限定した看護基礎教育をスタートさせた。これに伴い、保健師教育と助産師教育を2022年度から大学院に移行し、看護学専攻博士前期課程実践者養成コースにおいて保健師教育と助産師教育を同時に開始した。

実践者養成コースでは、①専門職としての責務遂行能力、②科学的根拠に基づく看護・助産実践能力、③課題探求解決能力、④連携・協働力、⑤地域貢献力をディプロマ・ポリシーに挙げており、高度な看護実践力を備えたリーダーシップを発揮する人材を輩出するために、課題研究科目・専門共通科目・専門領域科目(実践者養成コース共通科目を含む)30単位に加えて、国家試験受験資格取得に必要な科目31単位を配置している。

実践者養成コースの特色は、これからの看護実践に必要とされる地域包括ケア、特に母子を中心とした「妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援」について実践活動を通して学ぶ科目として、公衆衛生看護学と助産学の学生が合同で学習する共通科目を配置していることである。

なお、本基準のNo.1「地域住民及び保健医療従事者と協働する地域連携推進活動」、No.2「学生主体で地域活動を創造・参画し実施する地域健康サポーター実習」の取組みをテーマに設定し、評価審査会として、大学の教職員のほか、学生、ステークホルダー等の関係者が参加するいわゆる参加型評価を実施した。

No.1の取組みについては、地域連携推進センターにおける地域貢献活動で連携する地域の関係者から、大学と連携することで大学が持っている知識やノウハウを活動に活かすことができていること、学生の参加が地域の刺激となっていること等が示された。取組みに参加する学生からは、新型コロナウイルスの感染拡大等の影響もあり、地域住民と触れ合う機会がない中で、今後のキャリアを考える貴重な機会となったこと等が示された。

No.2の取組みについては、取組みに関わる地域の関係者から、学生は積極的で、学生からも受け入れ側からも活動内容について提案を出しながら進めており、大学の教員の協力も得てよい取組みが進められている等の意見が示された。取組みに参加した学生からは、多くの子どもと関わる中で子どもとの関わり方を学ぶことができたことや、活動を後輩に引き継いでいきたいとの問題意識を持っていること等が示された。

全体を通して、大学が基本理念に則して、地域のニーズに応じ、地域に貢献する取組みを進めていることが確認できた。

Ⅲ 大学教育質保証・評価センターが実施した評価について

1 大学機関別認証評価について

学校教育法第 109 条第 2 項において、大学は 7 年以内ごとに文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることが規定され、義務化されている。今回香川県立保健医療大学に対して実施した評価は、この学校教育法が定める認証評価として行った。

2 評価報告書の構成について

評価報告書は、以下のⅠ～Ⅲの 3 項目で構成している。

Ⅰ 受審大学の概要

受審大学の点検評価ポートフォリオから、大学名、キャンパス所在地、学部等の構成、学生数及び教職員数、大学の理念・目的等の、大学の基礎的な情報を整理して示している。

Ⅱ 評価結果

大学評価基準に基づいて行った評価の結果を示しており、大きく以下の 3 点からなる。

1. 認証評価結果

「大学評価基準を満たしている」又は「大学評価基準を満たさない」のいずれかを示している。

2. 総評

「1. 認証評価結果」に示したことを判断した理由に加え、優れた点、改善を要する点、今後の進展が望まれる点を示している。

3. 基準ごとの評価

大学評価基準に定めた 3 つの基準ごとに、確認できた事項や指摘すべき事項等を記述している。「基準 1 法令適合性の保証」については、評価の指針に定めるイ～ヌの 10 の評価事項ごとに記述している。

Ⅲ 大学教育質保証・評価センターが実施した評価について

評価報告書の構成や評価のプロセス等を説明している。

3 総評における指摘事項について

評価結果の総評では、実施大綱に基づき「優れた点」、「改善を要する点」を指摘し、さらに大学の教育研究の質の向上に資する等の観点から「今後の進展が望まれる点」を指摘している。

「優れた点」には大学の特色ある取組みや教育研究の進展に向けた積極的な取組み、「改善を要する点」には法令の趣旨に照らしすみやかな改善が求められる点やその他の特に対応が求められる点、「今後の進展が望まれる点」には教育研究の一層の質の向上のために対応を行うことが望ましい点を記載している。

4 評価のプロセス

評価は以下のプロセスにより行った。

5 月末	受審大学による点検評価ポートフォリオの提出
6 月～9 月	書面評価
11 月 15 日	1 回目の実地調査(オンラインにより実施)
12 月 13 日	2 回目の実地調査(対面により実施)
1 月	評価報告書(案)を受審大学に通知
2 月	受審大学による意見申立期間
3 月	評価報告書を決定・公表